

## ウェブサイト公募型オープンカウンタについて

本件は、見積合わせにより契約者の決定を行います。見積合わせの結果につきましては、落札者及び落札金額を皆様にお知らせいたします。

ご提出頂いた見積のうち、最も安価な金額を提示して頂いた方にのみ契約決定のご連絡をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

本件の見積合わせにご参加頂けます場合は、以下の日時までに見積書をご提出頂きますようお願いいたします。

見積書のご提出につきましては、原則、登録のメールアドレスから、下記見積提出先アドレスへのEメールで受け付けます。ファイル形式はpdfを推奨します。登録のメールアドレス以外から提出いただいた場合には、確認の連絡を差し上げる場合があります。

**【見積書提出期限】** 令和8年3月16日（月） 15時

※令和6年4月より見積書は電子の提出で完了できるようになりました。

※見積書の押印省略も可能になりました。

※従来どおり押印した紙の見積書も有効です。

※見積書に係るご参考：

宛先は「名古屋市交通局長」、件名を記載、ご登録の代表の方の役職氏名を記載

日付は提出日を記載

※別添「電子契約について」もご確認お願いいたします。

※本案件は令和8年度予算に係る案件のため、予算の議決（3月19日予定）後に契約決定となります。

また、契約についてのご連絡も3月19日以降となります。

契約担当課 交通局営業本部企画財務部会計課 名古屋市役所西庁舎2階

(TEL)

052-972-3844・3845

(見積提出先アドレス)

kaikeika.mitsumori@tbcn.city.nagoya.lg.jp

様式 甲

交通局 設備課	執行番号	2026000553
---------	------	------------

履行期限	令和8年6月30日	作成年月日	令和8年2月3日
------	-----------	-------	----------

## 設 計 書

件名	栄駅AC-14空調機修理委託
規格	仕様書のとおり
場所	栄駅

委託費	設計総額		内 訳	
	円		請 負 費	支 給 品 費
			円	— 円

設 計 説 明	本件は、故障している空調機部品の取替を行うもの。

様式 乙

名 称	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
栄駅AC-14空調機修理委託						
A. 空調機修理						
A-1. 栄駅						
1. AC-14空調機修理	昼間作業	式	1			
計						
合 計						
消費税等相当額		式	1			
総 計						

件名

栄駅AC-14空調機修理委託

場所

栄駅

概要

空調機部品(※すべて忍足研究所製)の取替え

取替対象部品(雑材も含めすべて受注者で負担する)

47Y用チェーン . . . 2セット

左右軸付スプロケット . . . 1セット

ベアリングコロ . . . 24個

防振ゴム . . . 8個

吸込口内ジャバラホース . . . 2個

# 特記仕様書

## 1 一般事項

・本件は、名古屋市交通局設備課委託共通仕様書令和5年度版（1204）に基づいて履行する。すべての設計図書は相互に補完するものとし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)までの順番のとおりとする。

(1) 図面

(2) 特記仕様書

(3) 共通仕様書

- ・本件施行に必要な機械工具類及び仮設養生に要する費用は、受注者の負担とする。
- ・作業に必要な雑材料、搬出入などはすべて受注者の負担とする。
- ・作業に必要な作業用の電力及び水の使用料は、発注者の負担とする。
- ・作業に使用するコンセントには、漏電ブレーカー（15A以下）を設けること。
- ・履行により発生した廃材は、関係法令順守のうえ受注者が処分すること。
- ・必要な官公署への手続きは受注者が行い、その費用はすべて受注者の負担とする。
- ・作業前には危険予知ミーティングを行い、感電等事故に十分注意すること。
- ・作業時間については、平日昼間(8:30～17:30)を原則とする。
- ・作業の日程等は当局担当員と調整のうえ決定する。
- ・火気使用時は、事前に溶接溶断作業届を所轄消防署に提出すること。また、火災や火傷に十分注意し、養生及び消火準備をすること。
- ・作業により発生した塵埃等が駅構内に飛散する可能性があるため、受注者は監督員と塵埃等の飛散防止策についてを協議し、必要に応じて適切な措置を行うこと。
- ・部品取替後は試運転を行い正常状態であることを確認する。

## 2 機器仕様

・機器名	エアハン	・製造者	新晃工業
・型式	PH-45	・風量	397kw, 38, 000CMH*667Pa
・電源、モーター容量	三相415V、22kW		

## 3 提出書類

- ・作業写真 . . . 1部
- ・溶接溶断作業届の写し（火気を使用した場合） . . . 1部
- ・その他、監督員の指定するもの . . . 1式

## 建築設備保守委託共通仕様書

令和5年度版(1204)

### 第1 一般事項

#### 1 適用

名古屋市交通局契約約款（委託用）第1条の設計図書のうち仕様書とは本書の他、委託仕様書及び特記仕様書をいう。

#### 2 官公署等への手続き

委託の履行に必要な官公署等への手続きは、速やかに行う。これらの手続きに要する費用は、特記仕様書による。

#### 3 監督員

監督員とは、名古屋市交通局契約規程（名古屋市交通局ウェブサイト「入札・契約情報」で公表）第53条に規定する者をいう。

#### 4 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合、設計図書によることが困難又は不都合な場合には、監督員と協議する。

#### 5 再委託

業務の全部又はその主たる部分を一括して再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託申請書を提出し、監督員の承諾を得ること。

#### 6 提出書類

(1) 契約締結後、14日以内に下記書類を提出する。

ア 業務着手届

イ 業務代理人届（業務代理人を定めた場合に提出する。必要に応じ業務に関する資格証等の写しを添付する。ただし、業務代理人は受注者と直接的な雇用関係がある者とし、受注者との直接的な雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。）

ウ 業務日程表（ただし、履行期間が30日以内の委託の場合で、監督員が提出の必要がないと認めるときは、提出を省略することができる。）

エ 再委託申請書（再委託をする場合に提出する。業種、代表者、連絡先等を記載する。）

(2) その他、監督員が指示するもの。

#### 7 検査及び支払い

(1) 業務が完了したときは、直ちに業務完了届を提出する。監督員の確認の後、業務完了届を受領した日から10日以内に検査員の検査を行う。

(2) 検査に合格した後、速やかに請求書を提出する。請求金額は適法な請求書を受領した日から30日以内に支払われる。

(3) 名古屋市交通局契約規程第39条、第51条、第52条の2他の規定により、履行遅延その他債務不履行の場合において遅延利息、違約金その他損害金が発生する場合がある。

(4) 契約書等の精算方法に期日・頻度又は履行数量・範囲の定めがある場合は、その定めに従って精算とする。この場合、(1)の業務完了届に加え、業務完了届に記載した期間中の履行業務に対する出来高の内訳及び合計金額を記載した出来高内訳書を提出する。

#### 8 妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、名古屋市交通局へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 受注者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、(1)の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 9 情報の管理

この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。また、「情報取扱注意項目」(第11項)に基づくマニュアルを作成する。

## 10 障害者差別解消に関する対応

### (1) 対応要領に沿った対応

ア 本件業務の受注者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30年名古屋市条例第61号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性に十分に留意するものとする。

### (2) 対応指針に沿った対応

(1)に定めるもののほか、受注者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

### (3) 再委託に係る対応

受注者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

## 第2 業務関係図書

### 1 業務計画書

業務に先立ち、業務体制、全体日程、緊急連絡体制表等必要な事項を定めた業務計画書を提出する。

### 2 作業計画書

業務計画書に基づき、作業日時、作業内容、作業手順、作業範囲、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を提出する。

### 3 業務の報告

作業の結果を記載した業務報告書を提出する。また、委託履行の適切なことを証明する必要があるとして監督員が指示した場合は、作業写真、試験成績書等、必要な資料を添付して提出する。

### 4 事故報告書の提出

委託対象設備(機器)について、または委託の履行に起因して事故が発生した場合は、速やかに作業を中断し、監督員他、緊急連絡体制表に指定された連絡先に速やかに通報して、その指示を受ける。また、安全情報を共有するため、事故の概要、原因、経緯、処置、再発防止策等をまとめた事故報告書を速やかに提出する。

### 5 使用記録簿

当局より施設立入証、機械室等の鍵の貸し出しを受ける際は、借用書を提出し、借用期間中は使用記録簿を月1回、提出する。

使用記録簿には、監督員の指示があった場合は写真帳(施設立入証、機械室等の鍵の状況及び撮影日が確認できる写真を月1回撮影しまとめたもの)を添付する。

また、施設立入証、機械室等の鍵は鍵の付いた保管庫で保管する等管理には十分注意する。

### 第3 業務現場管理

#### 1 業務代理人

業務代理人は、現場に出向し、自ら総合的に企画、調整及び指導を行うほか、委託の履行に関し必要な事項を処理する等、委託の履行に実質的に携わることができる者とする。また、業務の性質上において必要な場合、該当する資格証等を所持している者とする。

#### 2 作業の休日等

(1) 作業の休日は、原則として次のとおりとする。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する国民の休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 監督員の休日及び勤務時間外には、立会い、検査などを要する作業はなるべく行わないようにする。

#### 3 労働安全衛生及び環境保全

(1) 現場の労働安全衛生に関する管理は、業務代理人が責任者となり、労働安全衛生法その他関係法令等に従ってこれを行う。

(2) 作業の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。

#### 4 災害時の安全確保

(1) 災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告する。

(2) 特に、甚大な被害を及ぼす可能性がある業務を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて臨機の措置をとること。

#### 5 後片付け

作業終了に際しては、作業による汚染、損傷箇所を復旧し、当該作業に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

#### 6 作業終了後の安全確認

営業運転終了後に線路を占有して行う作業の安全確認については、名古屋市交通局「営業線線路内請負工事終了時の安全確認実施基準」により作業終了時の安全確認を適切に行う。

#### 7 線路内の安全確認

軌道敷内の業務等列車の運行に直接関係する業務を受注した場合には、業務代理人、作業員に対して技術的知識に関する事項、作業安全（列車の運行支障防止を含む）に関する事項並びに本業務の内容に関する事項について教育訓練を実施し、実施結果について報告書を監督員に提出する。ただし、監督員が提出の必要がないと認めるときは、提出を省略することができる。

#### 8 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等

受注者は、本契約の履行の際に、貨物自動車を使用する場合は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、車種規制非適合車の使用抑制等に努めるものとする。

#### 9 地震対策

(1) 受注者は、南海トラフ地震に関する情報（臨時）の発表時には、継続的に地震関連情報の収集に努め、業務中の現場において、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているのか確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。

(2) 上記の措置について、業務計画書（作業計画書）に緊急時の体制及び対応を記載すること。

(3) 受注者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに必要に応じて現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。

#### 10 地下鉄における防災対策

地下鉄駅構内は原則可燃物を仮置きしない。止むを得ず可燃物を仮置きする場合は、不燃性の覆いをかけて保管すること。また、可燃物の付近で火気を使用する場合は監視員を配置する。

#### 1 1 公衆の交通の安全確保

- (1) 受注者は、業務の履行に伴って一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導員」という。）を専任で配置し、公衆の交通の安全を確保する。
- (2) 駅構内や当局敷地内等での業務における専ら歩行者の誘導を行う場合を除き、愛知県公安委員会告示にある路線の区間（以下「指定路線」という。）の公道で車両の誘導を行う交通誘導員のうち1人は有資格者（公安委員会の検定合格者）としなければならない。また、指定路線外の公道で車両の誘導を行う交通誘導員のうち1人は、交通誘導員の経歴（交通整理の実務経験3年以上の者）を書面にて提出し、監督員の承諾を得た者とする。
- (3) 交通誘導員を定めたときは、公安委員会の検定資格の写し・経歴書等を速やかに監督員に提出する。

#### 第4 委託の履行

1 委託の履行は、設計図書、業務計画書、作業計画書等に基づいて行う。

2 監督員の立会及び検査確認を次の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合
- (2) 監督員が特に指示する場合

また、監督員の立会及び検査確認に必要な資機材及び労務等は、すべて受注者の負担とする。

3 記録写真については、別紙「工事写真撮影の手引き（建築・設備・電気工事編）」を準用する。

#### 第5 発生材の処理等

1 発生材は特記のある場合を除きすべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し、監督員に報告する。

- (1) 本委託で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。
- (2) 産業廃棄物の処理に先立ち、産業廃棄物処理計画書（収集運搬経路図、収集運搬車両一覧の写しを添付）、産業廃棄物処理委託契約書の写し及び産業廃棄物処理業許可証の写し（収集運搬、処分）を監督員に提出する。
- (3) 産業廃棄物の運搬車両ごとにmanifest（産業廃棄物管理票）を発行し、廃棄物の種類、性状及び取扱上の注意事項等を、収集運搬業者及び処分業者に指示すると共に、処分業者による処分についてmanifestにより確認する。廃棄物処理後は、manifest（産業廃棄物管理票）A票、B2票、D票、E票の写しを監督員に提出する。電子manifestを利用する場合は、システムから受渡確認票を印刷して提出する。
- (4) 産業廃棄物が少量の場合は、産業廃棄物処理計画書及びmanifestに代え産業廃棄物（少量）処理計画書（一時保管場所の写真を添付）を監督員に提出する。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。）の取扱いを伴

う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

**（複写及び複製の禁止）**

**第7** 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

**（情報の返却及び処分）**

**第8** 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

**（情報の授受及び搬送）**

**第9** 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

**（報告等）**

**第10** 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

**（従事者の教育）**

**第11** 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

**(契約解除及び損害賠償等)**

**第12** 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

# 工事写真撮影の手引き

(建築・設備・電気工事編)

令和6年12月

名古屋市交通局

(趣旨)

- 1 この工事写真撮影の手引き(以下「手引き」という。)は、仕様書による工事写真の撮影内容、方法及び編集等について必要な事項を定めたものである。

(適用範囲)

- 2 この手引きは、名古屋市交通局が発注する建築工事、設備工事及び電気工事の工事写真の撮影に適用する。なお、しゅん工写真(キャビネ判 アルバム製本)等の成果物については設計図書による。

(工事写真の構成)

- 3 工事写真は、次に掲げる項目について整備を目的とする。

(1) 着手前及び完了写真(既設部分の写真等を含む)

着手前写真は、既存状態等を記録するものとし、工事区画全体の状況及び部分的に必要なと思われる部位を撮影する。

完了写真は、全景及び代表部分の2種類に分類し、全景写真は、工事着手前の写真に準じて比較できるように撮影する。また、代表部分の写真は、施工箇所ごとあるいは工種ごとに撮影する。

(2) 施工状況写真

全景又は代表部分及び工種の状況、試験等を工事の段階に合わせて撮影する。なお、工事進捗状況、工法、使用機械、仮設物設置状況、完成後土中や仕上げ材の裏等の隠ぺい部は、原則として、工種ごとにそれぞれの施工段階に合わせて設計図書、施工計画書に則していることが確認できるように適宜撮影する。

(3) 安全管理写真

安全施設、防護設備及び工事標識等の施設管理写真と作業員等の作業管理、安全教育及び交通整理などの各状況を撮影する。

また、建設業許可票、建退共適用事業主工事現場標識、労災保険関係成立票、施工体制の関連表示等の掲示状況についても撮影する。

(4) 使用材料写真

工事に使用される材料で、使用材料形状、寸法、規格、品質証明のマーク表示等が確認できるように撮影する。

(5) 出来形管理写真

施工管理の出来形寸法の管理においては、寸法の測定を実施し、その状況等を写真に記録する。また、施工後、不可視となる箇所については、写真で出来形確認ができるように撮影する。

(6) 品質管理写真

施工管理の一環として実施される品質管理の実施状況、検査状況が確認できるように撮影する。

(7) その他(災害・事故、公害、環境、補償・維持保全等)

- ・天災その他不可抗力による損害の状況を撮影する。
- ・事故の状況及び第三者に及ぼした損害状況、その他関連写真を撮影する。
- ・臨機の措置の状況を撮影する。

- ・引渡し後の補修にあたり、補修方法の検討資料として撮影する。
- ・その他必要な写真（環境対策やイメージアップ等）を撮影する。

#### （写真撮影計画）

- 4 受注者は、工事写真の撮影に先立ち、撮影計画書を監督員に提出し承諾を受ける。ただし、軽微な工事の場合は提出を省略することができる。
- 撮影記録責任者は原則として現場代理人とする。

#### （工事写真の撮影）

- 5 工事写真は、名古屋市交通局工事請負契約約款のほか、次の項目にあげる図書の最新版に基づき整備されなければならない。

##### （1）建築工事

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」及び「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編」

##### （2）設備工事

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）・（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）・（電気設備工事編）」及び「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編」

##### （3）電気工事

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編」

#### （写真の省略）

- 6 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略することができる。

#### （撮影機器及び記録フォーマット）

- 7 撮影機器は、デジタルカメラとする。工事写真データの記録形式はJPEGとし、記録画素数は100万～300万画素程度とする。

#### （工事写真の整理）

- 8 工事写真を整理する場合は、工種及び撮影内容がわかるよう整理するものとし、次のとおりとする。

##### （1）電子納品による場合

工事写真の提出が、仕様書において電子納品に指定されている場合、「電子納品に関する運用基準」（名古屋市交通局）によるものとする。

##### （2）工事記録写真帳による場合

ア 工事記録写真帳はA4タテファイルを標準とする。

イ 写真はカラーとし、大きさはサービス判程度とする。ただし、監督員が指示した場合は、その指示した大きさとする。

ウ インクジェットプリンタで印刷する場合は、写真印刷に適した紙（光沢紙が望ましい）を使用し、印刷面にのみ印刷をする。

（その他留意事項）

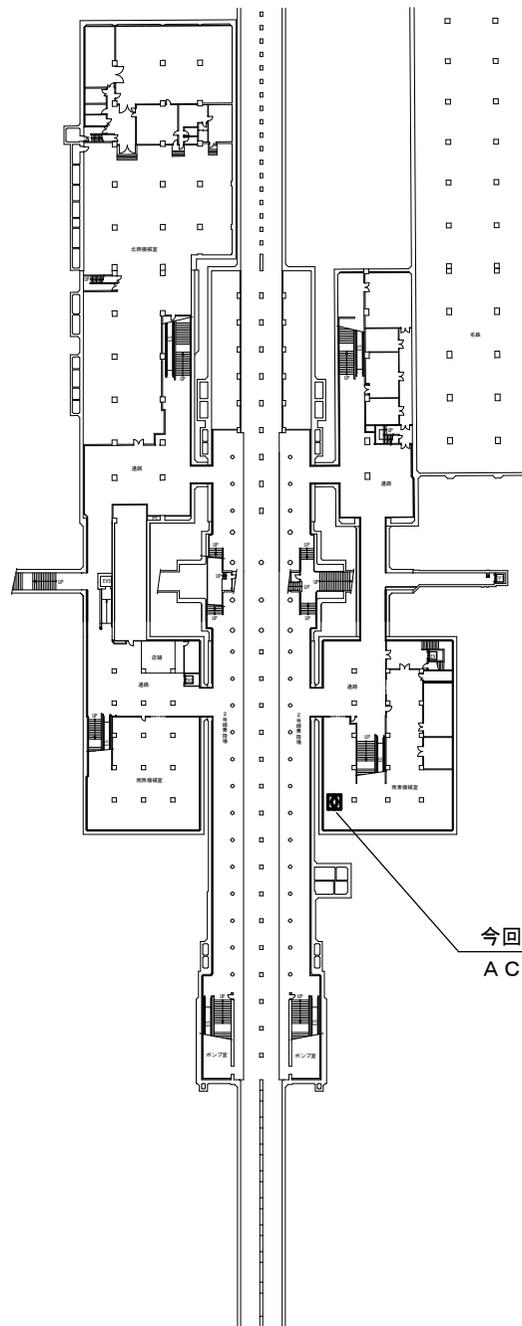
9 次の事項を留意するものとする。

- （1）撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減する。
- （2）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影する。

栄駅AC-14空調機修理委託

図 面 名	栄駅B3平面図	図 番	No. 1 1枚の内		
		設 計	令和8年2月		
縮 尺	S: 1/1000	単 位	mm	設 計	山田

名古屋市交通局施設事務所



↑ 至  
久屋大通駅

至  
矢場町駅  
↓

地下3階平面図 S:1/1000

機器仕様

・機器名	エアハン	・製造者	新晃工業
・型式	PH-45	・風量	397kw, 38,000CMH+667Pa
・電源、モーター容量	三相415V、22kW		

取替対象 (受注者負担) ※すべて忍足研究所製

47Y用チェーン	・・・	2セット
左右軸付スプロケット	・・・	1セット
ベアリングコロ	・・・	24個
防振ゴム	・・・	8個
吸込口内ジャバラホース	・・・	2個

今回施工箇所 (南東機械室内)  
AC-14空調機部品取替え